

令和6年度山梨県調理師試験実施要領

調理師法第3条の2に基づいて、令和6年度は次により実施するものとする。

1 試験日時

令和6年10月26日（土） 13時30分から 15時30分まで

（予備日：令和6年12月14日（土））

開場時刻 12時

集合時刻 13時（指定の座席へ着席） ※ 14時以降入室不可

※予備日については、災害等により当初の試験日時に試験の実施が困難になった場合に、試験を実施するため設けられている。個人の都合により予備日に受験することはできない。

2 試験会場

かいてらす（山梨県地場産業センター）

甲府市東光寺3-13-25

※自家用車での来場は可能だが、駐車場内での事故・盗難その他のトラブルについて県は一切責任を負わない。また、会場内の規定の場所以外での喫煙不可。

予備日：山梨県防災新館

甲府市丸の内1-6-1

※自家用車での来場は不可。喫煙不可。

3 試験科目及び試験方法

公衆衛生学、食品学、栄養学、食品衛生学、調理理論、食文化概論の6科目全60問マークシートによる四肢択一方式

4 受験資格

(1) 学歴

ア 中学校卒業以上の者

イ 旧制国民学校高等科を修了した者及び旧制中学校2年の課程を終わった者又は都道府県知事が同等の学力を有すると認めた者

(2) 調理業務従事歴

(1) のいずれかの学歴終了後、調理師法施行規則第4条に規定する次のアの施設又はイ、ウ、エの営業施設で専ら調理業務に5の(3)ウの証明日時点で2年以上従事していること。

ア 寄宿舍、学校、病院、工場、事業所、保育所等多数人に対して飲食物を調理して供与する施設（1回20食以上又は1日50食以上）

イ 飲食店営業（一般食堂、料理店、すし屋、そば屋、旅館、仕出し屋、レストラン、その他食品を調理し設備を設けて客に飲食させる営業）

ウ 魚介類販売業（店舗を設けて魚介類を販売する営業をいい、行商及び魚介類せり売り業は含まれない）

- エ そうざい製造業、複合型そうざい製造業（煮物、揚げ物等を製造する営業をいい、食肉製品製造業・魚肉ねり製品製造業、豆腐製造業は含まれない）
- * イ～エの営業施設は食品衛生法の営業許可のある施設であること。
- * アルバイト、パートタイムとして（週4日以上かつ1日6時間以上勤務している場合を除く）従事した期間は該当しない。
- * 専ら調理品の運搬、配達、食器洗浄等に従事している期間は該当しない。
- * 製菓・製パン、ドリンク調製を主たる業務として従事している期間は該当しない。
- * 調理業務従事施設が2か所以上、または、同一施設に期間を隔てて従事した場合でも、通算して2年以上の調理業務が認められればよい。
（一つの勤務先における従事期間が2年未満の場合は、合計して2年以上になるように別の勤務先の証明書も提出すること。また、同一施設に期間を隔てて従事した場合、調理業務従事証明書内訳書をあわせて提出すること。）
- * 栄養士、保育士、看護師等の職種としてその主たる業務に付随して調理の業務に従事した期間は調理業務に従事しているものと認められない。
- * 喫茶店営業は調理業務従事施設として認められない。

5 受験願書受付

(1) 受付期間

令和6年6月10日（月）から6月14日（金）まで
午前9時から正午まで、午後1時から4時まで

- * 受験希望者への願書の配付については、5月10日（金）から各保健福祉事務所（保健所）、甲府市健康支援センター及び山梨県福祉保健部健康増進課にて行う。

(2) 提出先

ア 甲府市以外の県内在住者・・・住所地为管轄する保健福祉事務所健康支援課（保健所）

イ 甲府市在住者・・・・・・・・・・ 甲府市健康支援センター医務感染症課

ウ 県外在住者・・・・・・・・・・ 山梨県福祉保健部健康増進課

- * 願書提出は原則として本人が持参する。原則郵送による提出は受け付けない

(3) 提出書類

ア 受験願書・・・・・・・・1通（別紙様式1）

イ 履歴書・・・・・・・・1通（別紙様式2）

ウ 調理業務従事証明書・・・・・・・・1通（別紙様式3）

2年以上調理業務に従事したことを施設長等が証明する。

- * **調理業務従事証明書に関する注意事項を参照のこと。**

エ 卒業証明書もしくは卒業証書・・・・・・・・1通

卒業証書の場合はその写しをあわせて提出し、卒業証書は履歴書等と照合後申請者に返却する。

日本語以外で記載された卒業証明書もしくは卒業証書を提出する場合は、日本語に訳したものを別途提出すること。

- * 卒業証書（卒業証明書）の氏名が現在の氏名と異なる場合は、従前戸籍等により変更事項が確認できる戸籍抄本（又は謄本）を提出すること。ただし、戸籍抄本（又は謄本）で変更事項が確認できない場合は除籍抄本・改製原戸籍抄本等を提出すること。
- * 学校教育法による各種学校として都道府県知事によりその設置を認可されている外国人学校の中等部を修了した者は、都道府県知事の学力認定が必要となるため、事前に

山梨県福祉保健部健康増進課にお問い合わせのこと。

オ 写真・・・1枚

大きさは縦4.5cm×横3.5cmで出願前6か月以内に無帽、無背景で、正面上半身像で撮影したもの（白黒、カラー、いずれでもよい）を原則とする。

裏面に氏名、生年月日を記入し、別紙様式4にのり付けすること。

カ 調理師試験受験通知書・・・1通（別紙様式4）

「※」印の部分のみ記入し、切り取らずに提出すること。

キ その他

県外の飲食店関係営業施設で調理業務に従事した場合は、ウ（調理業務従事証明書）に記載された営業施設を所管する保健所長が発行した食品営業許可指令書（食品営業許可証）の写し・・・1通

* 令和5年度の山梨県調理師試験受験通知書を有する者は、上記ウ、エを省略することができる。ただし、令和5年度の受験票と現在の氏名が異なる場合は、戸籍抄本（発行後6ヶ月以内）を添付すること。

6 受験手数料

6,100円

（額面6,100円に相当する山梨県収入証紙で納めること）

手数料は、受験申込を取り消し又は受験しなかった場合でも返還しない。

（災害等による延期・中止を除く）

7 試験事務の委任

調理師法第3条の2第2項の規定に基づき、試験事務の一部（試験問題の作成、試験の運営、採点・合否判定、合格通知）を指定試験機関（公益社団法人調理技術技能センター）に委任する。

8 結果の発表等

(1) 合格者の発表

令和6年12月13日（金）午前10時

（予備日に試験実施の場合は、令和7年2月10日（月）午前10時）

県庁掲示板（スクランブル交差点際）、県内各保健福祉事務所（保健所）、甲府市健康支援センター掲示板に受験番号で発表する。また、山梨県福祉保健部健康増進課及び公益社団法人調理技術技能センターのホームページにも掲載する。なお、電話による合否の問い合わせには一切応じない。

県健康増進課ホームページ

<http://www.pref.yamanashi.jp/kenko-zsn/index.html>

公益社団法人調理技術技能センターホームページ

<http://www.chouri-ggc.or.jp/>

(2) 合格通知書の送付

合格者にのみ、合格通知書を令和6年12月13日（金）に発送する。

合格通知書は受験願書に記載された住所に送付する。転居した場合は試験当日に住所変更を届け出ること。また、試験後に転居した場合は、必ず郵便局で郵便物の転送の手続きを行うこと。

9 合否基準

原則として、全科目の合計得点が満点の6割以上であるものを合格とする。ただし、1科目でも得点が当該科目の平均点を著しく下回る場合は、不合格とする。

10 合格の取消し等

受験の申込にあたって虚偽又は不正があった場合及び受験中の不正行為が判明した場合には、受験を無効とする。

また、合格証書の発送後に、これらのことが判明した場合は、合格取消しとする。

11 得点の開示 「山梨県個人情報保護に関する法律施行条例第19条」

- (1) 受験者本人は、合格発表の日から1か月間（閉庁日を除く）、山梨県福祉保健部健康増進課において、簡易な手続により試験科目別得点及び総合得点について提供の申出を行うことができる。
- (2) 受験者は、受験通知書及び身分証明書等受験者本人であることが確認できるものを持参すること。

12 調理師試験の問題及び解答の公表

合格発表日に公益社団法人調理技術技能センターのホームページで公表する。